

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県情報システム統合基盤導入業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年8月31日（土）まで（単価契約かつ長期継続契約）。
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については履行期間全体の総価を、契約単価表（入札金額内訳書）については1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 平成27年度に実施した「情報システム統合基盤基本設計業務」を受託した者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 津久井 電話048-830-2284（直通） 電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目13番18号 埼玉会館 3階会議室 平成28年5月26日（木）午前10時

イ 参加手続

参加を希望する者は、平成28年5月25日（水）正午までに上記(1)の電子メールへ連絡すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月29日（水）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月28日（火）午後5時

まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年6月29日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった各契約単価に契約単価表（入札金額内訳書）で示すそれぞれの予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、各契約単価に契約単価表（入札金額内訳書）で示すそれぞれの予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月7日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の評価表の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、評価表の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Integrated Network and Virtual Server Infrastructure for Saitama Prefectural Government Information Systems

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., June 29, 2016

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 28, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

落札者決定基準

| No. | 調達仕様書の章等 | | 記載事項 | 必須 | 上限配点 | | |
|-----------|-----------------|---------------------|--|--|--|----|----|
| 1. 技術評価項目 | | | | | | | |
| 1 | 1. 概要 | 1.4 プロジェクト実施体制・資格要件 | 1.4.1 情報システム統合基盤導入業務 | プロジェクトリーダーは、官民を問わず、50以上の仮想マシンで構成されたプライベートクラウドもしくはパブリッククラウドサービスを利用した仮想化基盤の導入をプロジェクトリーダーとして実施した経験があり、5年以上のプロジェクトマネジメント経験を有すること。 なお、そのプロジェクトリーダーは、情報システム統合基盤が正常に稼働を開始するまでの間、本プロジェクトの専任であること。 | ○ | 10 | |
| 2 | | | プロジェクト構成員は、官民を問わず、50以上の仮想マシンで構成されたプライベートクラウドもしくはパブリッククラウドサービスを利用した仮想化基盤の設計・構築を一貫して実施した3年以上の経験を有すること。 | ○ | 5 | | |
| 3 | | | 【プロジェクトマネジメントに関する資格】 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ） PMP（Project Management Professional） | ○ | 5 | | |
| 4 | | 1.5 プロジェクト管理業務 | 1.5.1 情報システム統合基盤導入業務 (4) リスク管理 | 当初計画したスケジュールの実施にあたり、遅延等発生防止のため、以下の要件に従い、リスク管理を行うこと。 また、リスク発生時のエスカレーションプラン及びリスク管理方法を提示すること。 なお、その内容には、想定外のリスクが発生した場合の考え方を含むこと。 | ○ | 15 | |
| 5 | 3. 情報システム統合基盤要件 | 3.2 基本要件 | 3.2.2 サービス提供価格 | クラウドサービス利用単価は、月額以下の単位とすること。 | ○ | 15 | |
| 6 | | | | 従量課金の仕組み（費用増減の考え方）を提示すること。 | ○ | 10 | |
| 7 | | | 3.2.3 クラウドサービス (1)サービス提供形態 | 仮想マシンもしくは仮想ディスク(データストア)単位でIOPS性能保証が可能であることが望ましい。 | | 15 | |
| 8 | | | | 突発的なIOに対処するためのSSDキャッシュ技術を実装したストレージか、SSDへ書き込み後、バックグラウンドで安価なディスクへ書き込むタイプのストレージでディスクサービスを提供することが望ましい。 | | 15 | |
| 9 | | | 3.2.7 サービス提供終了時の事前通知 | クラウドサービス事業者の都合によるサービス廃止については、情報システム統合基盤の運用停止を防ぐため、サービス廃止の6か月前（12か月前が望ましい）までに、予定日を県に通知すること。 | ○ | 15 | |
| 10 | | | 3.2.8 システム正常稼働目標 | 「情報システム統合基盤が利用できない状態」（クラウドサービスのSLAに抵触する状態）の定義を提示すること。 | ○ | 10 | |
| 11 | | | | 県庁内設備の不良を除き、情報システム統合基盤が利用できる状態を99.95%以上担保すること。 | ○ | 15 | |
| 12 | | | | 情報システム統合基盤が利用できる状態が99.95%を下回った場合、ペナルティについて提示すること。（翌月以降の請求金額からの減額措置が望ましい） | ○ | 5 | |
| 13 | | | 3.3 設備要件 | 3.3.1 データセンター | 日本データセンター協会制定「データセンターファシリティスタンダード」のティア3（基準項目および推奨項目）を全て満たすこと。 | ○ | 15 |
| 14 | | | | | メインサイトとDRサイトの位置関係について、想定しているリスクを提示した上で、そのリスクへの対策としてどのような効果があるかについて、それぞれのサイトの選定理由として具体的に示すこと。 | ○ | 15 |
| 15 | | | 非常用の発電システムとして、ガスタービン発電機を併設していることが望ましい。 | | 5 | | |
| 16 | | 3.3.2 サービス提供基盤構成 | クラウドサービス基盤が、どのように障害時の性能影響を出さないようにしているか具体的に示すこと。 | ○ | 15 | | |

| No. | 調達仕様書の章等 | | 記載事項 | 必須 | 上限配点 |
|-----|--------------|--------------------------------------|---|----|------|
| 17 | | 3.3.4 拡張性 | 仮想マシンに割り当てたCPU・メモリはリソースの削減ができると望ましい。 | | 15 |
| 18 | | | 各回線（サービス用回線・保守用回線・DR用回線・インターネット回線）において、本調達用の構成から拡張が必要となった際の考え方（拡張方法）を提示すること。 | ○ | 15 |
| 19 | | 3.4 セキュリティ要件 | どのようにして常時最新のセキュリティ対策を実施しているか、具体的に示すこと。 | ○ | 15 |
| 20 | | 3.4.2 情報漏えい対策 | クラウドサービス基盤の運用員の悪意ある行動を制限するために、クラウドサービス事業者側で実施している運用及びセキュリティの対策を提示すること。 | ○ | 15 |
| 21 | | 3.4.4 データ保護のための暗号化 | 情報システム統合基盤上の任意のシステムで、データ暗号化が必要となった場合、クラウドサービス基盤側の機能にてデータ暗号化が実現可能であることが望ましい。 | | 10 |
| 22 | | 3.6 バックアップ要件 | 3.6.1 標準バックアップ 原則として、サーバーにバックアップソフトのエージェントをインストールすることなく、バックアップを取得すること。 | ○ | 15 |
| 23 | | | バックアップはスケジュール取得すること。バックアップ方式は、バックアップ及びリストア時間が極力短くなる方式とすること。 | ○ | 15 |
| 24 | | 3.6.2 例外バックアップ（個別システム独自バックアップ） | 個別システムのバックアップ領域は情報システム統合基盤より提供すること。 | ○ | 5 |
| 25 | | 3.6.3 標準バックアップ用のシステム | バックアップが想定時間内に完了することを担保するため、バックアップシステムの選定理由、バックアップの取得時間の目安を提示すること。 | ○ | 15 |
| 26 | | | バックアップウィンドウを短縮するため、重複除外・圧縮機能を備えたバックアップ機器の導入が望ましい。 | | 15 |
| 27 | | 3.7 ディザスタリカバリ要件 | データ同期は、仮想マシン単位もしくはファイル単位で実施できることが望ましい。 | | 15 |
| 28 | | 3.8 リモートアクセス | 3.8.2 アプリケーション事業者のインターネット経由でのアクセス方針 アプリケーション事業者がインターネット経由で情報システム統合基盤にアクセスする環境は平成29年度より必要となる環境であるが、本提案において実現可能性を担保すること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。 | ○ | 15 |
| 29 | | 3.8.3 県が保持する保守端末を使用したアクセス方針 | 県が保持する保守端末（以下、「県内保守端末」という）が情報システム統合基盤にアクセスする場合、保守回線経由でアクセスさせること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。 | ○ | 15 |
| 30 | | 3.8.4 個別システム利用ユーザーのインターネット経由でのアクセス方針 | リモートアクセス実施者がインターネット経由で個別システムにアクセスする環境は平成29年度より必要となる環境であるが、本提案において実現可能性を担保すること。 なお、この環境の実現に当たっては、情報漏えいの防止、トレーサビリティに配慮すること。 | ○ | 15 |
| 31 | 4. 設計・構築業務要件 | | 「1.3.3 役割分担」、「1.6 スケジュール」を参照の上、設計・構築業務を確実に遂行する為のタスク・役割分担・スケジュールを提示すること。 | ○ | 5 |

| No. | 調達仕様書の章等 | | 記載事項 | 必須 | 上限配点 |
|-------|-------------------|--|--|----|------|
| 32 | 9. 運用要件 | | 障害やインシデント発生時に、迅速な一次切り分け、適切なエスカレーション及び県への進捗報告を含む明確な課題管理を行う運用を実施すること。 | ○ | 15 |
| 33 | 9.1 運用設計 | | クラウドサービス事業者の設計・構築担当は、以下に従い、運用設計を行うこと。 | ○ | 15 |
| 34 | 9.2 運用手順書の準備 | | クラウドサービス事業者の設計・構築担当は、運用設計書に基づき、県及びサービスデスク事業者向けに必要な以下のドキュメントを作成すること。必要に応じて、ドキュメントを追加すること。 | ○ | 5 |
| 2. 費用 | | | | | |
| 35 | 初期構築費用等ライフサイクルコスト | | 本調達対象となる統合基盤の構築に要する初期構築費用について、平成28年9月30日まで有効な見積書を提出すること。 | ○ | 30 |
| | | | | | 450 |